

業務規程・送配電等業務指針 変更の概要について（案）

平成30年3月22日

電力広域的運営推進機関

- 今後の計画策定プロセスの検討の進め方をより円滑かつ確実にを行うため及び流通設備の利用効率向上の検討を見据えた作業停止計画の調整方法（運用面の発電制約と制約に伴う費用負担を区分）の導入並びに一部業務の明確化等のため、業務規程及び送配電等業務指針を変更する。
- 今般の業務規程及び送配電等業務指針の主な変更ポイントは以下のとおり。
 - 計画策定プロセスに関するルール変更
 - 広域系統整備に関する提起等の見直し
 - 基本要件等の決定の見直し
 - 電気供給事業者の募集及び応募等の手続きの見直し
 - リプレース案件系統連系募集プロセスに関するルール変更
 - 募集要綱の公表時期の変更及び暫定的に確保する容量の変更
 - 電源接続案件募集プロセスへ移行する条件の変更
 - 作業停止計画の調整に関するルール変更
 - 作業停止計画の調整に伴う、発電計画提出者間による発電制約量の調整方法及び情報共有
 - その他ルール変更
 - リプレース案件系統連系募集プロセスの募集要綱の公表時期の変更
 - リプレース対象事業者の契約申込み制限対象の明確化等
 - 地域間連系線の管理対象の追加
 - 業務の明確化、字句修正等

■ 広域系統整備委員会（第23回）において、東京中部間連系設備及び東北東京間連系線に係る計画策定プロセスの検討の進め方（ルール・仕組み）について振り返りを行い、課題を整理した結果、応募事業者に早期意思判断を促すとともに、応募取り下げを低減するため及び複数の応募事業者が参画するプロジェクトを円滑かつ確実に進めるため、案件毎に募集要綱を定め、公表することとした。
 上記整理結果に伴い、業務指針の関係条文を変更する。
 【指針第35条、第39条、第40条】

（参考）広域系統整備委員会（第23回）資料抜粋

計画策定プロセスのレビューのまとめ

26

■ 東京中部間連系設備および東北東京間連系線に係る計画策定プロセスは、本機関で初めて行った計画策定プロセスであり、検討の進め方についても議論を行いながら進めてきた。
 ■ 今後の計画策定プロセスをより円滑かつ確実に進めるよう、検討の進め方（ルール、仕組み）についてレビューを行った。この結果、今後の計画策定プロセスにおいて下表の対応策を行うこととしてはどうか。

	レビューすべき事項	今後の計画策定プロセスにおける対応策(案)
①	電気供給事業者の応募取り下げ	基本要件決定後(応募継続意思確認)に応募保証金による金銭的な仕組みの導入を試行する。
②	工事費負担金の契約条件	案件ごとに募集要綱(応募保証金、工事費負担金の契約条件、連系線増強の一般的な所要工期の目安、過去案件における特定負担額等)を定め、募集を行う。
③	特定負担した事業者の取扱い	地域間連系線の利用ルール等に関する検討会において、「特定負担者でない者と比較して特別な取扱いを行う」ものと整理されており、検討会にて具体的な在り方を検討する。
④	費用負担割合の検討	費用負担ガイドラインや指針等の考え方にに基づき、案件ごとに費用負担割合の検討を行う。
⑤	実施案の評価	今後の案件でも、2段階に分けたコスト等検証を行う。
⑥	計画策定プロセスの検討期間	電気供給事業者の費用負担割合案の同意確認を行う案件では、2か月相当を考慮したうえで決定する。
⑦	短工期対策(恒久対策までの暫定対策)	今後の案件でも、必要に応じ恒久対策までの暫定対策を検討する。

■ 検討提起者にも計画策定プロセスごとに定める募集要綱の条件を適用するよう変更

<変更前>

<変更後>

(広域系統整備に関する提起等)
 第35条 (略)
 2 広域系統整備に関する提起を行った電気供給事業者（以下「検討提起者」という。）は、本機関が業務規程第59条に基づき受益者及び費用負担割合を決定するまでの間は、合理的な理由が認められる場合に限り、次の各号に掲げる行為を行うことができる。
 一 広域系統整備に関する提起の取下げ
 二 検討提起者の地位の承継（但し、新たに提起者となる者が広域系統整備に要すると見込まれる費用負担割合による費用負担の意思を有しており、財務的能力の評価に必要な資料を本機関に提出し、本機関が財務的能力を有すると判断した場合に限る。）
 三 拡大を希望する広域的な電力取引の量の減少
 四 電力取引の拡大を希望する時期の繰り延べ
 五 その他本機関が計画策定プロセスに影響を与えないと判断した軽微な事項の変更
 (新設)



(広域系統整備に関する提起等)
 第35条 (略)
 2 広域系統整備に関する提起を行った電気供給事業者（以下「検討提起者」という。）のうち、前条第1項第2号又は第3号の提起を行った電気供給事業者は、本機関が業務規程第57条第1項に基づき、広域的な電力取引により、計画策定プロセスの検討の対象となる広域連系系統の利用を拡大しようとする電気供給事業者を募集する場合において、当該募集に応募することができる。この場合において、当該電気供給事業者が当該募集に応募しないときは、広域系統整備に関する提起を取り下げたものとみなす。
 3 検討提起者は、本機関が業務規程第59条に基づき受益者及び費用負担割合を決定するまでの間は、合理的な理由が認められる場合に限り、次の各号に掲げる行為を行うことができる。
 一 広域系統整備に関する提起の取下げ
 二 検討提起者の地位の承継（但し、新たに提起者となる者が広域系統整備に要すると見込まれる費用負担割合による費用負担の意思を有しており、財務的能力の評価に必要な資料を本機関に提出し、本機関が財務的能力を有すると判断した場合に限る。）
 三 拡大を希望する広域的な電力取引の量の減少
 四 電力取引の拡大を希望する時期の繰り延べ
 五 その他本機関が計画策定プロセスに影響を与えないと判断した軽微な事項の変更



■ 基本要件の記載事項に「費用負担ガイドラインに基づき概算工事費から試算した特定負担額の見通し」を追加

<変更前>

(基本要件等の決定)
 第39条 (略)
 2 (略)
 3 (略)
 一～四 (略)
 (新設)
 五 (略)



<変更後>

(基本要件等の決定)
 第39条 (略)
 2 (略)
 3 (略)
 一～四 (略)
 五 費用負担ガイドラインに基づき概算工事費から試算した特定負担額の見通し
 六 (略)

■ 計画策定プロセスごとに募集要綱を定めようとして、応募事業者の募集を行えるように変更

<変更前>

（電気供給事業者の募集及び応募等の手続）

第40条 本機関は、広域系統整備の基本要件及び受益者の範囲の検討に際し、増強ニーズの探索、増強容量の検討その他の目的から必要であると認める場合は、業務規程第57条に基づき、検討提起者以外で、広域的な電力取引により、当該計画策定プロセスの検討の対象となる流通設備の利用を拡大しようとする電気供給事業者を募集する。

2 (略)

3 電気供給事業者は、本機関が定め公表する様式に基づいて、次の各号に掲げる事項を明らかにした上で、第1項の募集に対する応募を行わなければならない。

一～五 (略)

4 (略)

5 (略)



<変更後>

（電気供給事業者の募集及び応募等の手続）

第40条 本機関は、広域系統整備の基本要件及び受益者の範囲の検討に際し、増強ニーズの探索、増強容量の検討その他の目的から必要であると認める場合は、業務規程第57条に基づき、広域的な電力取引により、当該計画策定プロセスの検討の対象となる流通設備の利用を拡大しようとする電気供給事業者を募集する。

2 (略)

3 電気供給事業者は、本機関が計画策定プロセスごとに定め公表する募集要綱に基づいて、次の各号に掲げる事項を明らかにした上で、第1項の募集に対する応募を行わなければならない。

一～五 (略)

4 (略)

5 (略)

主な業務規程・送配電等業務指針変更点：リプレース案件系統連系募集プロセスの募集要綱の公表時期の変更及び暫定的に確保する容量の変更（変更）

- リプレース案件系統連系募集プロセスの募集要綱の公表時期については、適切なプロセス対象送電系統を選定するため、同プロセス開始後に行う必要があることから、電源接続案件募集プロセスの募集要綱の運用と同様に変更【規程第91条】
- リプレース案件系統連系募集プロセス開始時に、電源接続のためにプロセス対象送電系統に暫定的に確保すべき容量を以下の理由により、リプレース発電設備等の廃止によって生ずるプロセス対象送電系統の連系可能量に相当する容量から、新設発電設備等の最大受電電力に変更【規程第92条】
 - 新設発電設備等の最大受電電力が、リプレース発電設備等の廃止によって生ずるプロセス対象送電系統の連系可能量を超える場合には、リプレース対象事業者が意思表示をした時期より遅い時期に契約申込みをした事業者が、リプレース対象事業者の新設発電設備等の連系に必要な容量（リプレース発電設備等の廃止によって生ずるプロセス対象送電系統の連系可能量を超える容量の部分）を先行して確保できてしまう。
 - 新設発電設備等の最大受電電力が、リプレース発電設備等の廃止によって生ずるプロセス対象送電系統の連系可能量を超えない場合には、リプレース案件系統連系募集プロセス用に暫定的に確保する容量を新設発電設備等の連系に必要な容量を超えて確保することになり、リプレース対象事業者が意思表示をした時期より遅い時期に契約申込みをする事業者の連系可能量が減少する。

主な業務規程・送配電等業務指針変更点：リプレース案件系統連系募集プロセスの募集要綱の公表時期の変更及び暫定的に確保する容量の変更（変更）

<変更前>

（リプレース案件系統連系募集プロセスの開始）

第91条（略）

- 2 本機関は、リプレース案件系統連系募集プロセスを開始するにあたり、次の各号に掲げる事項を定めた募集要綱を作成し、公表する。
 - 一 募集実施のスケジュール
 - 二 募集対象となる送電系統
 - 三 募集対象となるエリア
 - 四 募集対象となる送電系統の連系可能量
 - 五 応募資格
 - 六 連系可能者の決定方法
 - 七 その他募集を行うにあたり必要となる事項
- （92条第2項より移設し修正）

3（略）

（リプレース案件系統連系募集プロセス開始の通知）

第92条 本機関は、リプレース案件系統連系募集プロセスを開始した場合には、リプレース対象事業者及び同プロセスの対象となる送電系統（以下「プロセス対象送電系統」という。）を運用する一般送配電事業者たる会員に対して、その旨を通知する。

- 2 本機関は、リプレース案件系統連系募集プロセス開始した場合には、その開始時点から完了又は中止する時点までの間、リプレース発電設備等の廃止によって生ずるプロセス対象送電系統の連系可能量に相当する容量を、電源接続のためにプロセス対象送電系統に暫定的に確保すべき容量として定め、一般送配電事業者たる会員に通知する。

<変更後>

（リプレース案件系統連系募集プロセスの開始）

第91条（略）

- 2 本機関は、リプレース案件系統連系募集プロセスを開始した場合には、リプレース対象事業者及び同プロセスの対象となる送電系統（以下「プロセス対象送電系統」という。）を運用する一般送配電事業者たる会員に対して、その旨を通知する。
- 3 本機関は、リプレース案件系統連系募集プロセスを開始した場合には、その開始時点から完了又は中止する時点までの間、新設発電設備等の最大受電電力を、電源接続のためにプロセス対象送電系統に暫定的に確保すべき容量として定め、一般送配電事業者たる会員に通知する。
- 4（略）

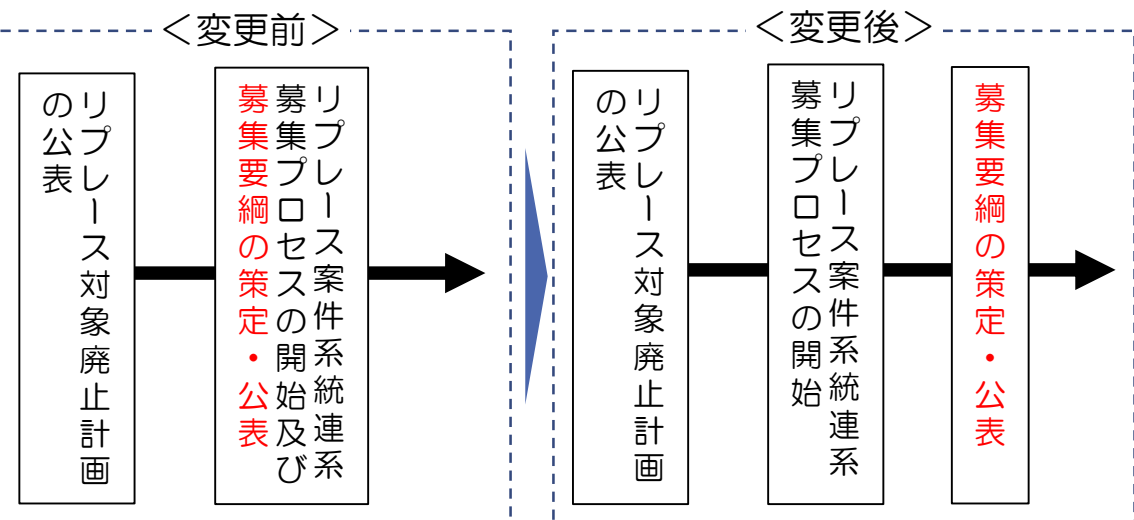
（募集の要項の策定等）

第92条 本機関は、リプレース案件系統連系募集プロセスを開始した場合には、次の各号に掲げる事項について検討を行い、プロセスごとに募集要綱においてこれを定め、公表する。

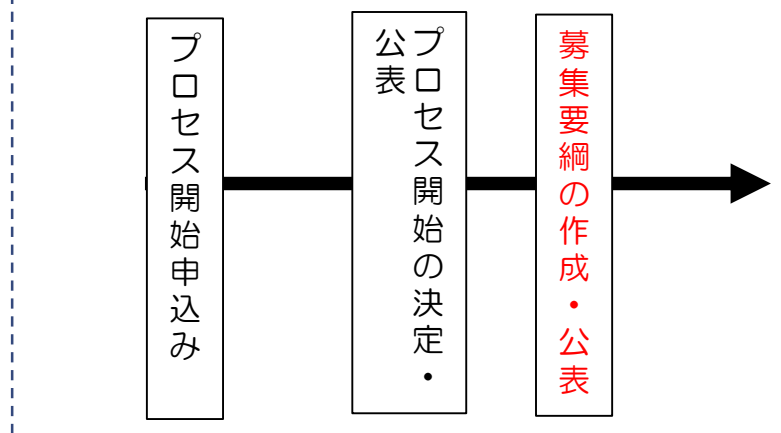
- 一 募集実施のスケジュール
 - 二 募集対象となる送電系統
 - 三 募集対象となるエリア
 - 四 募集対象となる送電系統の連系可能量
 - 五 応募資格
 - 六 連系可能者の決定方法
 - 七 その他募集を行うにあたり必要となる事項
- （91条第3項へ移設）

主な業務規程・送配電等業務指針変更点：リプレース案件系統連系募集プロセスの募集要綱の公表時期の変更及び暫定的に確保する容量の変更 (変更)

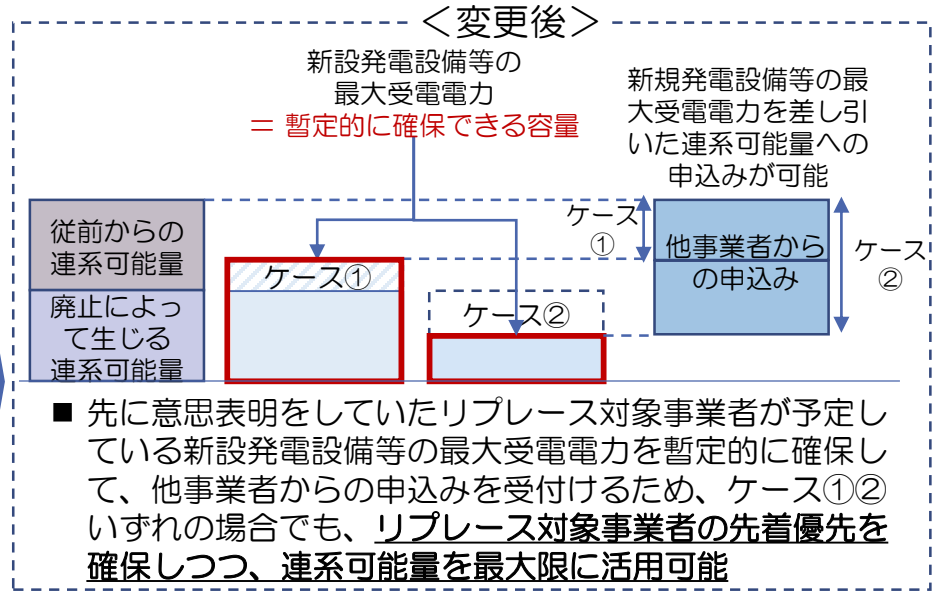
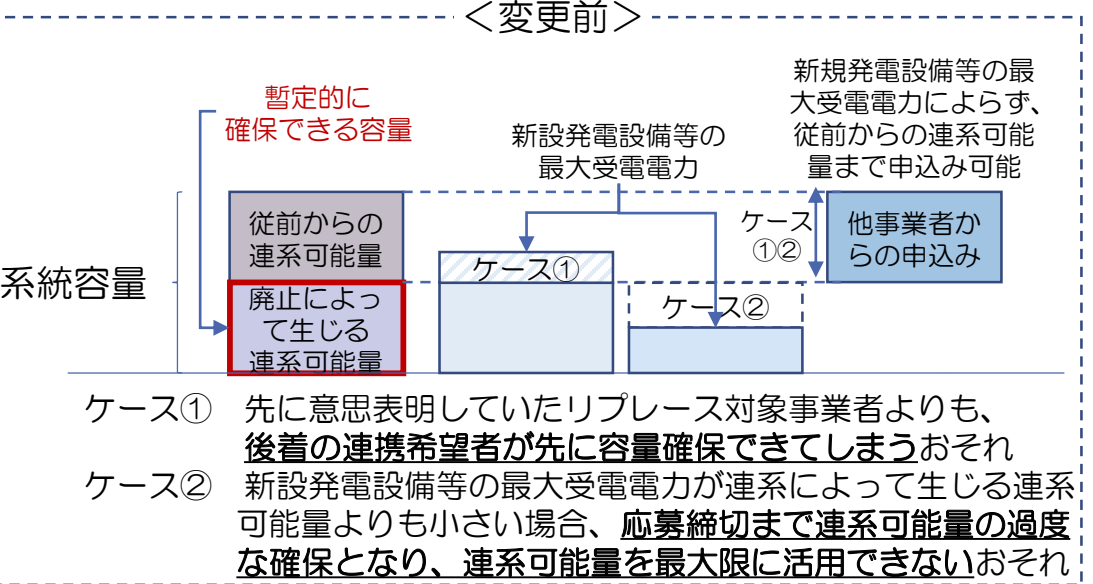
<規程第91条：募集要綱の公表時期イメージ>



(参考) 電源接続案件募集プロセスの募集要綱公表時期イメージ



<規程第92条：暫定的に確保する容量イメージ>



- 「地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等に関する検討会」において、作業停止計画に伴う発電制約量の調整方法として「運用面の発電制約」と「制約に伴う費用負担」を区分する考え方の導入が検討され、暫定運用の調整方法が整理された。
- 上記より、一般送配電事業者から通知された発電制約量を基準に発電計画提出者間で発電制約量を調整し、その調整量に応じて当該発電計画提出者間で費用精算する仕組み及び発電制約量の調整に必要な作業停止計画の情報共有について追加。【規程附則第2条・第3条・第4条】 【指針附則第2条・第3条・第4条】（新規）

【業務規程】

（発電制約量の調整結果の確認）

第2条 本機関は、広域連系系統（連系線は除く。以下同じ。）の作業停止計画の調整において、送配電等業務指針に定めるところにより、発電計画提出者間による発電制約量の調整結果について、一般送配電事業者たる会員から報告を受ける。

2 本機関は、発電計画提出者間による発電制約量の調整結果を確認し、必要と認めるときは、当該発電計画提出者に調整内容その他必要な情報の提供を求めることができる。

（発電制約量の調整の不調時の対応）

第3条 本機関は、前条第1項による発電制約量の調整結果が不調である場合において発電制約量の再調整が必要と判断した場合は、不調となった発電計画提出者に再調整を依頼するとともに一般送配電事業者たる会員に再調整となった旨を連絡する。

2 本機関は、送配電等業務指針の定めるところにより、再調整を依頼した発電計画提出者から発電制約量の再調整の結果の報告を受ける。

3 本機関は、発電計画提出者間による発電制約量の再調整が不調となった場合は、作業停止計画で必要となる発電制約量の合計を当該作業停止計画に伴い調整対象となった発電機の定格容量（送電端）比率で按分（以下「定格容量比率按分」という。）した値を当該発電計画提出者間の発電制約量として決定し、発電計画提出者に通知する。

4 本機関は、再調整の結果及び決定した発電制約量を一般送配電事業者たる会員に通知する。

（発電制約が伴う広域連系系統の作業停止計画の情報共有）

第4条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、第3年度の発電制約が伴う広域連系系統の作業停止計画に関する一般送配電事業者たる会員と発電計画提出者間の情報共有の状況について、一般送配電事業者たる会員から報告を受ける。

【送配電等業務指針】

（発電制約量の調整）

第2条 一般送配電事業者は、広域連系系統の作業停止計画の調整において、第244条第2項に基づき、制約の対象として選定した発電機により定格容量比率按分した発電制約量及び制約の対象として選定した発電機を発電計画提出者へ通知する。エリアの需給状況等に応じて発電制約量を見直した場合も同様とする。

2 発電計画提出者は、一般送配電事業者より通知された発電制約量について、発電計画提出者間の協議により、通知された発電制約量を調整することができる。

3 発電計画提出者は、第1項により通知された発電制約量の調整を希望する場合は、発電制約量の通知を受けた一般送配電事業者に希望する発電制約量の調整内容を連絡する。

4 発電制約量の調整を希望する発電計画提出者より連絡を受けた一般送配電事業者は、制約の対象として選定された発電機を有する発電計画提出者へ調整内容及び調整期日を連絡する。

5 発電制約量の調整を希望する発電計画提出者及び調整内容の連絡を受けた発電計画提出者は、当事者間において発電制約量の調整及び当該発電制約量の調整に係る料金その他の条件の協議を行い、調整期日までに発電制約量の調整結果を前項の一般送配電事業者に報告する。

6 調整結果の報告を受けた一般送配電事業者は、発電制約量の調整結果を本機関に報告する。

7 発電計画提出者は、業務規程に定めるところにより、本機関から調整内容その他必要な情報の提供を求められた場合は、速やかに情報の提供を行わなければならない。

（発電制約量の調整の不調時の対応）

第3条 前条第2条第5項による発電制約量の調整が不調となった発電計画提出者は、本機関より再調整の依頼を受けた場合は、発電制約量の再調整を行う。

2 発電計画提出者は、発電制約量の再調整の結果を本機関に報告する。

3 一般送配電事業者及び発電計画提出者は、本機関より再調整の結果及び決定された発電制約量について通知を受ける。

（発電制約が伴う広域連系系統の作業停止計画の情報共有）

第4条 一般送配電事業者は、第3年度の広域連系系統の作業停止計画において、発電制約が伴うことが想定される場合は、作業停止期間が概ね30日を超える作業停止件名を、第236条第3項に定める提出時期までに、発電計画提出者と共有する。但し、次の各号に掲げる作業停止件名は、可能な限り第4年度以降を含めるものとする。

一 第3年度から第4年度にわたる作業停止計画

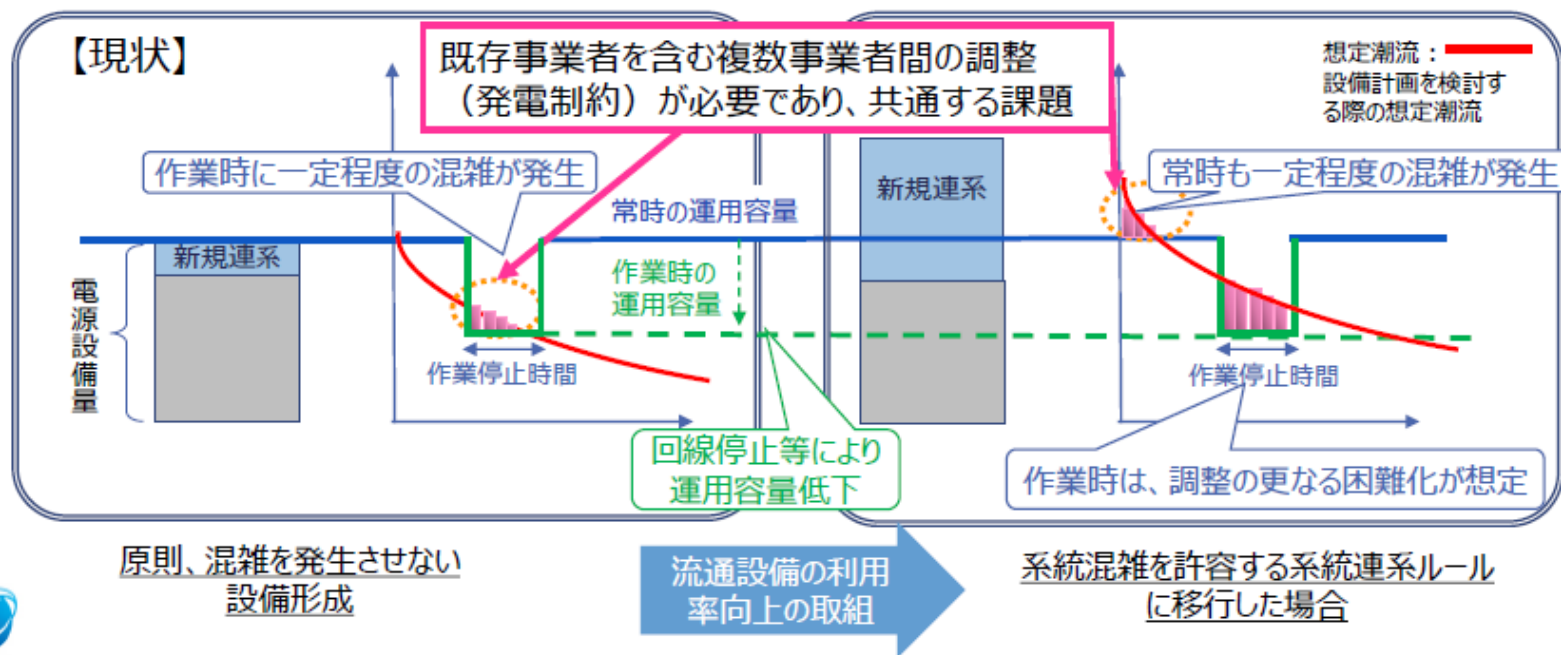
二 複数年計画の作業停止計画

2 一般送配電事業者は、前項の共有内容を集約し、第236条第3項に定める提出時期までに本機関に提出する。

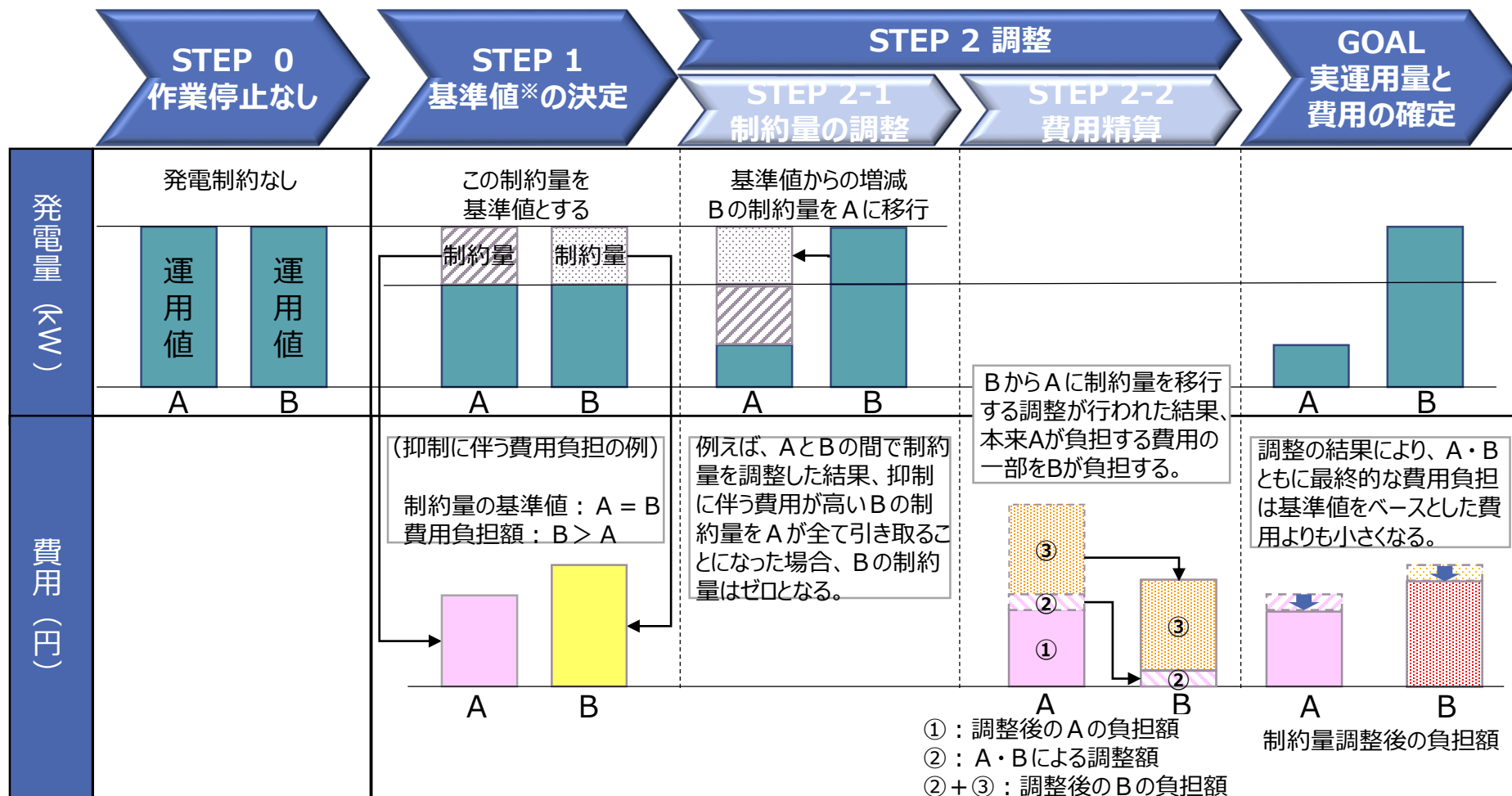
第1回地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等に関する検討会資料より

6. コネクト&マネージでの活用課題

- 今後、コネクト&マネージにより既存設備を最大限活用していく場合は、新規電源の連系拡大により、作業時の調整が更に困難になると考えられる。
- また、平常時において、一定程度の混雑を許容する場合は、実需給段階までに既存電源を含めて円滑に調整できる仕組みの構築が必要である。
- 作業時において、現行の考え方で発電制約対象設備を選定すると、コネクト&マネージにより接続した発電機にもかかわらず制約対象にならないことがあり、一部の火力発電等の抑制量が増加するなどの偏りが想定されるため、公平性の観点を踏まえた発電制約対象設備の選定が必要である。



地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等に関する検討会(第4回) 資料一部抜粋



※「運用面の制約量」と「制約に伴う費用負担」を区分する作業停止調整方法を導入するためには、「**基準値**」という新しい概念が必要となる。

- 基準値から制約量の調整(増減)を行い、最終的な制約量を決定する。
- 費用精算のベース(前提)とする。

地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等に関する検討会 (第4回) 資料一部抜粋

(2) 費用負担の対象範囲と基準値

② 基準値の指標の観点からの比較

対象範囲	基準値	評価
作業停止系統内	定格容量比率按分	○ <ul style="list-style-type: none"> ■ 物理的な数値が明確であり、指標として適している。 ■ 作業停止に伴う発電制約量を算出するためには、作業停止系統内の発電機定格容量を把握する必要があることから、系統運用者が容易に基準値を算出することが可能である。
エリア全体	事業規模比率按分	× <ul style="list-style-type: none"> ■ 「発電設備保有量が多い事業者は、作業停止に伴う発電抑制の影響が少ない」という考え方により事業規模比率按分が提案されたものと認識している。 ■ 発電機が紐づけられた相対契約により、自ら保有する電源のみで小売事業者に販売することが前提であれば、上記の考え方が成立する。 ■ しかし、事業 (経営) に与える影響度合いは、発電設備保有量に左右されるとはいえないのではないかと。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 現行の託送制度において、発電事業者は、作業停止に伴う発電抑制の有無にかかわらず、市場を活用した電源差替えを自由に実施できる環境にある。 ➢ よって、自らが保有する電源のみで事業性を考えるのではなく、市場からの調達も含め、総合的に事業性を考えるものとする、「<u>発電設備保有量大 = 事業に与える影響小</u>」とは一概にいえないため、発電設備保有量が適切な指標であるとはいえないのではないかと。 ■ 総合的な事業性の観点から事業 (経営) への影響を考慮する場合は、経常利益、時価総額など様々な指標があることから、各事業者は、自らに有利な指標の適用を求めるため、合意を得るのは実質的に困難である。

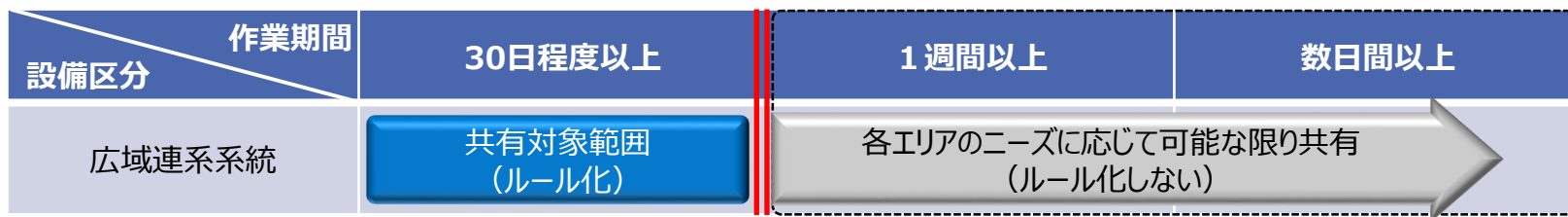
■ **暫定運用における費用負担は、作業停止系統内の事業者が行うことが適当であり、基準値は、「定格容量比率按分」により算出することとしたい。**

1. 作業停止計画の情報共有の在り方

地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等に関する検討会 (第4回) 資料一部抜粋

【共有件名における作業停止期間の考え方 (再検討結果)】

- 変更があることを前提とした情報共有の位置付けではあるものの、誤った予見性を与えることは、事業者の混乱を招くおそれがあることから、作業実施の蓋然性が高い件名を共有すべきと考える。
 - 大型工事は、資材/作業員/予算に係る手続き上、早期から計画することが求められる件名であることから、第3年度目計画において作業実施の蓋然性が高い工事と考えられる。
 - 送電設備の代表的な大型工事である「鉄塔建替」「電線張替」の標準的な作業期間は、30日~100日程度である。
- 第3年度目の作業停止計画は、作業実施の蓋然性が高い件名について極力共有したいと考えるが、ルール化の観点から、「作業停止期間が30日程度以上」の件名を共有する。
- なお、30日程度未満の蓋然性の高い件名についても、各エリアのニーズに応じて、一般送配電事業者の判断により、可能な限り共有する。



<超高圧系統の主な工事件名> あるエリアの例

代表的な工事	作業期間	備考	蓋然性
電線張替	100日 程度	500kV (4導体) 9径間を想定	↑ 高 ↓ 低
鉄塔建替	30日 程度	1基 (275kV) 建替	
碍子取替	4~6日程度/基	懸垂装置: 2相/日 耐張装置: 1相/日	
鉄塔塗装 等	単日	-	

■ リプレースを行う発電設備等の廃止計画の公表の明確化（変更）

- ▶ 本機関は、発電事業者たる会員から提出された供給計画に基づき、リプレース該当性判断を実施し、リプレースに該当する場合は、リプレース対象廃止計画を公表することとしているが、実務にあわせ記載内容を明確化。【規程第90条】

■ 本機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件の変更（変更）

- ▶ 広域的取引の環境整備に関する検討開始要件のうち、連系線に直接影響を与える系統アクセスについて、地内基幹送電線以外の増強についても直接影響を与える場合もあることから、当該範囲を「広域連系系統」に見直し。【指針第33条】

■ 廃止を伴う新設発電設備等の契約申込みの制限の変更（変更）

- ▶ リプレース対象事業者は、リプレース発電設備等を廃止する場合は、廃止日から12か月が経過するまでの間、契約申込みを行うことが出来ないと定めているが、リプレースに該当しない場合は契約申込み行えるよう変更。【指針第130条】

■ 地域間連系線の管理（変更）

- ▶ 新北海道・本州間連系設備を地域間連系線の管理対象として追加。【規程第124条】

■ 経過措置の管理（変更） ※間接オークション導入後版

- ▶ 実需給の前々日に実施される経過措置可否判定後に、前日スポット取引が開始されるまでの間に地域間連系線の空容量が変更となった場合は、経過措置可否判定を行うことを明確化。【規程（平成29年9月6日）附則第4条】

主な業務規程・送配電等業務指針変更点： リプレースを行う発電設備等の廃止計画の公表の明確化（変更）

<変更前>

（リプレースを行う発電設備等の廃止計画の公表）
第90条 本機関は、発電事業者たる会員から提出された供給計画に設備容量が10万キロワット以上の発電設備等の廃止計画（以下「リプレース対象廃止計画」という。）が記載されている場合には、次の各号のいずれにも該当するとき（以下「リプレース」という。）は、リプレース対象廃止計画を公表する。

一～三 （略）

2 本機関は、リプレース対象廃止計画が提出された場合には、リプレース対象事業者及び関係する電気供給事業者に対し、リプレースの該当性を判断するために必要な事項について確認を行う。

3 本機関は、次の各号に掲げる事項を考慮の上、発電設備等の廃止計画がリプレースに該当するかどうかを判断する。

一～四 （略）

（新設）



<変更後>

（リプレースを行う発電設備等の廃止計画の公表）
第90条 本機関は、発電事業者たる会員から提出された供給計画に設備容量が10万キロワット以上の発電設備等の廃止計画（以下「リプレース対象廃止計画」という。）が記載されている場合には、次の各号のいずれにも該当する（以下「リプレース」という。）か否かの判断（以下「リプレース該当性判断」という。）を行う。

一～三 （略）

2 本機関は、リプレース対象廃止計画が提出された場合には、リプレース対象事業者及び関係する電気供給事業者に対し、リプレース該当性判断のため必要な事項について確認を行う。

3 本機関は、第1項のリプレース該当性判断を行う上で、次の各号に掲げる事項を考慮する。

一～四 （略）

4 本機関は、リプレース該当性判断において、リプレース対象廃止計画がリプレースに該当すると判断したときは、当該リプレース対象廃止計画を公表する。

<変更前>

（本機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件）

第33条（略）

一～二（略）

ア～カ（略）

キ 連系線に直接影響を与える系統アクセス
 本機関が第91条第1項により一般送配電事業者から地内基幹送電線の増強を要する契約申込みを受け付けた旨の報告を受けた場合、又は、本機関が電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合で、当該契約申込み又は電源接続案件募集プロセス開始の申込みの増強対象である地内基幹送電線が地域間連系線の運用容量の算定や運用に直接影響を与える電線路であると認めるとき。但し、系統連系希望者が、広域系統整備計画又は電源接続案件募集プロセスの結果に基づき、契約申込みを行った場合を除く

ク（略）

2～4（略）



<変更後>

（本機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件）

第33条（略）

一～二（略）

ア～カ（略）

キ 連系線に直接影響を与える系統アクセス
 本機関が第91条第1項により一般送配電事業者から広域連系系統の増強を要する契約申込みを受け付けた旨の報告を受けた場合、又は、本機関が電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合で、当該契約申込み又は電源接続案件募集プロセス開始の申込みの増強対象である広域連系系統が地域間連系線の運用容量の算定や運用に直接影響を与える流通設備であると認めるとき。但し、系統連系希望者が、広域系統整備計画又は電源接続案件募集プロセスの結果に基づき、契約申込みを行った場合を除く

ク（略）

2～4（略）

主な業務規程・送配電等業務指針変更点： 廃止を伴う新設発電設備等の契約申込みの制限の変更（変更）

<変更前>

（廃止を伴う新設発電設備等の契約申込みの制限）
第130条 リプレース対象事業者は、リプレース対象廃止計画を提出した発電事業者が、設備容量が10万キロワット以上のリプレース発電設備等を廃止する場合において、業務規程第90条第1項第3号の場合に該当するときは、廃止日から12か月が経過するまでの間、リプレース案件系統連系募集プロセス（業務規程第96条に基づき、同プロセス後に電源接続案件募集プロセスが開始された場合を含む。）によらずに、新設発電設備等に関する契約申込みを行うことができない。但し、全国又は供給区域の需給状況等に鑑み、本機関が発電設備等の連系を認める必要があると認めた場合はこの限りでない。



<変更後>

（廃止を伴う新設発電設備等の契約申込みの制限）
第130条 リプレース対象事業者は、リプレース対象廃止計画を提出した発電事業者が、**最大受電電力**が10万キロワット以上のリプレース発電設備等を廃止する場合において、業務規程第90条第1項第3号の場合に該当するときは、廃止日から12か月が経過するまでの間、リプレース案件系統連系募集プロセス（業務規程第96条に基づき、同プロセス後に電源接続案件募集プロセスが開始された場合を含む。）によらずに、新設発電設備等に関する契約申込みを行うことができない。但し、次の各号に掲げるときはこの限りでない。

- 一 業務規程第90条第1項第2号但書に該当するとき。
- 二 全国又は供給区域の需給状況等に鑑み、本機関が発電設備等の連系を認める必要があると認めるとき

■ 北海道本州間連系設備として増強される「新北海道本州間連系設備」を連系線の管理対象として対象設備に追加【規程第124条】（変更）

<変更前>

<変更後>

連系線	区間	対象設備
北海道本州間連系設備	北海道～東北	北海道・本州間電力連系設備
東北東京間連系線	東北～東京	相馬双葉幹線 いわき幹線
東京中部間連系設備	東京～中部	佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備
中部関西間連系線	中部～関西	三重東近江線
中部北陸間連系設備（※1）	中部～北陸	南福光連系所、南福光変電所の連系設備
北陸関西間連系線（※1）	北陸～関西	越前嶺南線
関西中国間連系線（※2）	関西～中国	西播東岡山線、山崎智頭線
関西四国間連系設備	関西～四国	紀北変換所、阿南変換所間の連系設備
中国四国間連系線	中国～四国	本四連系線
中国九州間連系線	中国～九州	関門連系線



連系線	区間	対象設備
北海道本州間連系設備	北海道～東北	北海道・本州間電力連系設備 新北海道本州間連系設備
東北東京間連系線	東北～東京	相馬双葉幹線 いわき幹線
東京中部間連系設備	東京～中部	佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備
中部関西間連系線	中部～関西	三重東近江線
中部北陸間連系設備（※1）	中部～北陸	南福光連系所 及び 南福光変電所の連系設備
北陸関西間連系線（※1）	北陸～関西	越前嶺南線
関西中国間連系線（※2）	関西～中国	西播東岡山線 山崎智頭線
関西四国間連系設備	関西～四国	紀北変換所、阿南変換所間の連系設備
中国四国間連系線	中国～四国	本四連系線
中国九州間連系線	中国～九州	関門連系線

<変更前>

<変更後>

（経過措置可否判定）
 第4条 本機関は、経過措置の対象日の前々日15時時点において、経過措置可否判定を行う。

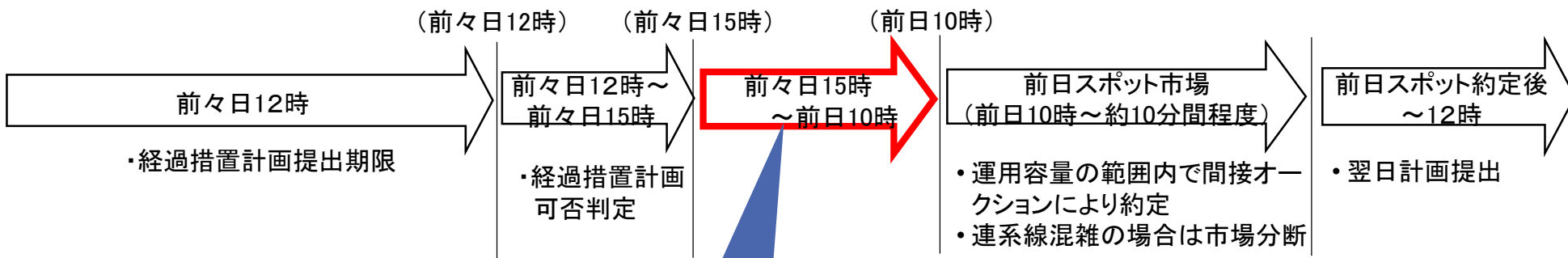
2 （略）



（経過措置可否判定）
 第4条 本機関は、経過措置の対象日の前々日15時時点において、経過措置可否判定を行う。但し、経過措置の対象日の前々日15時以降、前日スポット取引が開始されるまでの間に空容量が変更となった場合には、都度、経過措置可否判定を行う。

2 （略）

【経過措置可否判定までの流れ】



前々日15時～前日10時の留意事項

突発的事象による
 運用容量・マージンの
 変更発生時

・突発的な事象により連系線の運用容量・マージンに変更が生じた場合※は、経過措置計画を減少処理するケースがあります。

※連系線の系統事故による送電容量の減少や需給悪化時のマージン変更など